

令和5年度 第4回 加古川市自殺対策連絡会議  
議事録

開催日時	令和6年2月9日（金） 午後2時～午後2時50分
開催場所	職員会館 鹿兒川荘 3階体育室
出席者	<p>&lt;議長&gt; 車谷議長</p> <p>&lt;委員&gt; 田中委員（代理）、藤原委員（代理）、田中委員、岸本委員（代理）、鷹津委員、中村委員、岸本委員、中居委員、芦澤委員（代理）、真島委員、工藤委員、福浦委員、難波委員、笠原委員、岸委員（代理）、真鍋委員、伊藤委員（代理）17名</p> <p>&lt;オブザーバー&gt; 加古川健康福祉事務所 西山課長補佐</p>
欠席者	<p>&lt;委員&gt;花田委員、松尾委員、下田委員</p> <p>&lt;オブザーバー&gt;加古川市社会福祉協議会 長谷川相談支援課長</p>
傍聴者	なし
事務局	加古川市 健康医療部 市民健康課
次第	<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p>【報告事項】</p> <p>（1）第2次加古川市自殺対策計画パブリックコメントの結果について&lt;資料2・3&gt;</p> <p>【審議事項】</p> <p>（1）第2次加古川市自殺対策計画(案)及び概要版(案)について&lt;資料4～6&gt;</p> <p>3 その他連絡事項</p> <p>4 閉 会</p>
資料	<p>&lt; 事前配付資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議次第</li> <li>・ (資料1) 出席者名簿</li> <li>・ (資料2) パブリックコメントの実施結果の概要</li> <li>・ (資料3) (案) パブリックコメント意見一覧 (会議資料)</li> <li>・ (資料4) 第2次加古川市自殺対策計画―“生きる”を支えるまち かこがわ― (案)</li> <li>・ (資料5) 「生きる支援の関連施策」一覧</li> <li>・ (資料6) 第2次加古川市自殺対策計画・概要版 (案)</li> </ul> <p>&lt;当日配付資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (資料1) 出席者名簿 (修正)</li> </ul>

議事内容（発言者、発言内容、経過等）	
議長	議事報告事項1、「第2次加古川市自殺対策計画パブリックコメントの結果について」を事務局より説明をお願いします。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年11月28日から12月27日まで、市内31ヶ所及び市ホームページで意見を募集し、意見箱1名、市ホームページから2名の計3名の応募があった。パブコメの詳細については資料3に記載のとおり。</li> <li>・(No.3、No.6に関連して) 取組内容の担当課がわかりにくいという点に関しては、計画書とは別に「生きる支援の関連施策」一覧において管理し、市ホームページ上で、計画策定と併せて公開し、毎年更新を行う予定。</li> </ul>
委員	資料3、24頁(4)の1行目生活保護のところでは修正いただいた部分が「新型コロナウイルス感染症後」となっているが、修正前を見ると、(4)は「新型コロナウイルス感染症後」、(5)は「新型コロナウイルス感染症流行後」という表現になっている。「流行」という言葉を入れる方がわかりやすいのではないか。
事務局	計画書全体を通して、文言の見直しを行います。
委員	同じく資料3、No.2で数字の推移等についての解説は記載してあるが、所見の記載がない。所見を記載する必要はないのか。
事務局	文言の修正と併せて、所見の記載を検討します。
委員	資料3、No.4「生きる支援とは」というところで、回答案の3行目に計画書内の導入部分において記載をしているとあるが、頁を記載した方がわかりやすいのではないか。
事務局	該当箇所が「はじめに」の部分になるので、その旨を記載します。
委員	<p>資料3、No.7の病児病後児保育の提供の部分ですが、市内では令和5年度から病後児保育に対する補助を行っていない。病児保育は市内では医療機関が実施する施設が一カ所あるが、保育所では実施していないことから、一部医療機関で実施しているというのは語弊があるではないか。医療機関が実施しているのではなく、医療機関が主体となって補助施設を作り実施しているという状況である。</p> <p>また、病児保育の実施は補助金交付で支援をしているが、そこに相談支援の実施が条件となっていないため記載内容の検討をお願いしたい。</p>

事務局	担当課に相談の上、文言を修正します。
議長	<p>議事に入ります。</p> <p>議事審議事項1、第2次加古川市自殺対策計画(案)及び概要版(案)について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>自殺対策計画書(案)及び概要版(案)について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントで公開した計画書素案から、事務局で文言の修正を行った。</li> <li>・資料4、52頁の重点施策5(1)児童生徒の育成に関わる各種取り組みの推進の主な取り組み事業で、項目2つ目と3つ目の事業は、現在1つの事業に統合しているため修正する予定。</li> <li>・市長のあいさつ文については、本会議後担当課に確認を依頼する予定。</li> <li>・資料4、54頁の資料編、パブリックコメントの実施で、応募時期の元号に誤りがあるため修正する予定。</li> <li>・現計画では記載のある相談窓口等一覧、生きる支援の関連施策一覧は、計画書には記載せず、別で作成・管理を行う。</li> </ul> <p>計画の概要版について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺対策の方向性について理解を得られるよう、加古川市の自殺対策基本方針を記載した。</li> <li>・2頁には基本施策を基盤とし、重点対象及び重点施策が一目でわかるように記載した。</li> <li>・今後はデザインの修正を進めていく予定。</li> </ul> <p>生きる支援の関連施策一覧について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一覧作成に伴い照会を行った時点で終了・中止としている事業を削除し、計画改定とともに加わった事業を追加した。</li> <li>・計画書の修正に合わせて、事業概要や生きる支援の実施内容について事務局で修正を行った。</li> <li>・各課において記載内容を確認いただき、修正等あれば連絡いただきたい。</li> </ul>
健康福祉事務所 西山課長補佐	<p>昨年末に素案に対しての意見をいくつかお伝えしたが、修正されていない。</p> <p>1点目、40頁(2)既にあるネットワークとの連携で、精神障害者地域支援連絡会が記載されているが、正式名称は地域支援連絡協議会であり、また、市担当者での会議は担当者会議である。いずれの会を指しているか。</p> <p>2点目に49頁上から2つ目、母子父子自立支援員さんがひとり親家庭の自立支援のため、相談支援を行うというふうにかかれていますが、母子家庭父子家庭だけでなく、祖父母や親戚が子どもを育てている場合もあり、ひとり親だけではない多種多様な家族の形があるので表現としてどうか、確認したい。</p>

事務局	<p>3点目、52頁（1）児童生徒の育成に関わる各種取組の推進の4番目、わかば教室の部分で、不登校状態にある児童生徒への学校生活復帰と記載されているが、学校生活に復帰することがよしとは限らないのではないか。子どもの問題の多様化に伴い、居場所も多様化しているため、学校生活やそれぞれの適した居場所のような表現の方が受けとめやすいのではないか。</p> <p>1点目の回答。 修正ができておらず申し訳ありません。他市町との連携を必要であることを踏まえ、文言の修正を行います。</p>
委員	<p>2点目の回答。 家庭支援課で母子父子自立支援事業を行っており、資料5、15頁の一番上の段に事業概要が書かれている。家庭支援課では母子父子自立支援員が、離婚相談やその後の生活について、基本的にはひとり親家庭を対象に行っている。</p>
委員	<p>3点目の回答。 わかば教室は児童生徒の居場所という形で持っております。学校復帰は残っているが、社会的自立に向けた支援を行うことを中心にと考えている場所なので、表現方法については精査したい。</p>
健康福祉事務所 西山課長補佐	<p>31頁に連携の困難感が書かれているが、「とても感じる」「やや感じる」の割合は、企業で3割、医療福祉部門では約5割といずれも増加している。 みなさんが考えている連携とはどのようなものかお聞きしたい。保健所としては連携というよりは情報の丸投げに感じる部分があり、逆に市町の方が丸投げに感じられる部分もあると思う。 令和6年4月1日以降、精神保健福祉法が改正になり、市町の住民に対する相談支援の役割が強化される形になる。自分の課で解決できない問題を他課に情報を横向きにつないでいくことが必要になってくると思うので、みなさんが思う連携のイメージや実際の連携の考えを教えてください。</p>
委員	<p>教育相談センターでは児童生徒の希死念慮にかかることも預かっているが、教育相談センターだけでは対応できないところがたくさんある。連携ということをよく使うが、その連携の実際は、例えば健康保健福祉事務所にこんなお子さんがいるんです、うちでここまでやろうと思いますが、そのあと、どんなときに対応をお願いしますかとか、このあたりはここまで対応をお願いしますかと相談し、相談者、子どもや保護者の方に対してお伝えしていく。このような方法で年々、その先々に足を運ぶ回数が増えている。実際そうしないと連携とは言えないと考えている。</p>
委員	<p>私が今まで所属した課では、自分のいるところで業務を完結する、解決する</p>

<p>事務局</p>	<p>ことをやってきた。自殺の気持ちが高まっている方が、危険な状態になってしまうと、それを防ぐためには結局どこかに助けを求めなきゃいけない。そのためにやっぱり連携というかとにかくお願いするしかできないということを感じました。最後は本当に危ないとなればできるだけ早く、すぐ繋がるようにしてもらえたらと思う。</p> <p>連携とは大変使いやすい言葉ではあるが、実際はアンケートの結果と比例するように困難さを感じています。</p> <p>社会福祉協議会の長谷川課長もおっしゃっていましたが、各課担当窓口、業務の範囲というものが本来あるかと思います。その中で、皆さん最善を尽くしているが、その範囲のはざまに陥ってしまう方がおり、その方たちをサポートするということで、その各々の業務の範囲を少しでも広げながら、隙間ができないように補い合っていくイメージを持ちながら業務にあたっています。</p> <p>委員からも話がありましたが、出向いたり連絡をとりながら、実際人と人とのやりとりの中で、市民の方、相談者の方の現状の回復というものを目指してやっていくその行為自体が連携になるのかなというふうに認識しています。</p>
<p>委員</p>	<p>私は逆に困難さを全然感じておらず、年々連携が困難ではない。というのは、自分のところだけで抱えてしまうと、そのケースは困難になるが、他の課が例えば救急の係の方のところ行くことによって、この時にはお願いしますねというろんなネットワークを張ることで、年々、この連携が苦にはならない、何も困難さについて全然感じない。アンケート結果と真逆のことを感じている。</p> <p>最初、自分が動かなかった頃は難しいなと思うことが正直あったが、うちにはソーシャルワーカーもいるので、そういったところから話をしていくと、今は市役所内の関係の課だけでなく、医療機関や福祉の分野にも広がりつつあるので、そんなに苦にはなっていない。</p>
<p>健康福祉事務所 西山課長補佐</p>	<p>自分たちが受ける役割に限界がある時には、どこかに頼ったりお願いしないといけない部分が出てくる。その時に電話よりは実際に会ってお話いただく方が、本当に目に見える連携ではないかと常々思っている。</p> <p>業務の範囲がある中で自分たちの限界をどう補い合うかが連携になってくと思う。保健所としても法の縛りがあるが、できる限り相談にのらせていただき、他の方の意見を聞き知恵を絞り出せることもあるので、市役所の職員の中で連携を困難に感じる方がなければいいと思う。もっと外の方にも理解していただく必要があると思うので、ゲートキーパー研修などをされる中で、特に働き盛りの世代の方の自殺者も多いので、商工会議所や企業との繋がりも大事にしていきたいと思う。</p>
<p>議長</p>	<p>概要版の案につきまして審議をお願いします。</p>

委員	質疑なし  議事終了  閉会宣言
----	------------------------------